

奈良県告示第四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、五條
吉野土地改良区の役員が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和三年四月六日

奈良県知事 荒井正吾

退任役員の役名、氏名及び住所

理事	鶴川 裕昭	吉野郡下市町大字新住一七一二
----	-------	----------------